

# 地方自治法

## これまでの根拠

### 合併特例法の元、地方自治法に基づいた組織

(地域協議会の設置及び構成員)

**第二百二条の五** 地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は **前項**の規定による地域協議会の構成員の選任に当たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 **第二百三条の二第一項**の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととができる。

## 令和8年度以降の根拠

### 石狩市自治基本条例を根拠とし、地方自治法に基づいた組織

(委員会・委員及び附属機関の設置)

**第一百三十八条の四** 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、**法律**の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、**法律**又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調査、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。